

道路法令関係Q&A

道路の不法占有の放置と

住民監査請求

道路局路政課

本格的な寒さが訪れる前にと、休日の昼に、近くに散歩に出たタケ蔵と哲子。閑静な住宅街をのんびり歩いていた二人だったが、細い路地は突然現れた塀によって阻まれ、行き止まりに。

哲子 もう！ 日本の市街地の道路って、どうしてこんなに行き止まりが多いのよ。道路の計画がおかしいのかしら。

タケ蔵 必ずしも計画がおかしいからとは限らないよ。道路の路線認定はちゃんとやっているが、用地交渉が難航してまだ供用できていないのかもしれない。あるいは、ちゃんと供用しているのに、誰かが道路を不法占有しているのかもしれない。

哲子 不法占有？ 誰かが勝手に道を塞いでいるってこと？ そんなこともあるの？

タケ蔵 道路を完全に塞いでしまっていることもあるだろうし、一部分だけ占有している、というところもあるだろうね。

哲子 不法占有があるなら、道路管理者はなんとかすべきじゃないの。法律上対処できるようになっているんでしょ？

タケ蔵 もちろん。道路を不法占有することは、占用許可の規定である道路法第三二条違反になるか、第四三条第二号で禁止されているみだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他「道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること」に当たるだろうから、不法占有者は道路法の規定に違反しているというところで、道路管理者は第七一条に基づき監督処分ができることになる。具体的には、不法占有行為の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除却、道路の原状回復などを命ずることができるといことになる。

哲子 もし道路管理者がちゃんと対処しないで、放っておいたらどうなるの。みんなの道路なのに、誰かに勝手に占有されたままにしているなんて、おかしいじゃないの。責任取りなさいよ！

タケ蔵 そう興奮するな。道路の不法占有はその場の事情というものもあるだろうし。もし、住民として納得がいかない、どうしても法律的な手段を、ということであれば、道路管理者が地方公共団体の場合、住民監査請求や住民訴訟という手段も考えられる。

哲子 住民監査請求って何？

タケ蔵 地方自治法第二四二条に規定があるもので、地方公共団体の住民は、地方公共団体の長や職員などについて違法若しくは不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、違法状態を解消するよう請求ができるという制度だ。

哲子 よくわからないけど、お金関係の不祥事についてチェックする仕組みなのかしら。

タケ蔵 大体そういうこと。地方公共団体の長や職員などが地方公共団体に対して財産上の損害を与えたのなら、監査委員はその職員に、地方公共団体に対して賠償するように勧告することもある。

哲子 住民訴訟は？

タケ蔵 監査委員の結論に不服があったり、地方公共団体の職員が監査委員の勧告に従わないときは、住民は裁判を起こして違法行為の解消を請求することができるんだ。これは地方自治法

の第二四二条の二に規定がある。

哲子 ふ〜ん。じゃあ、道路管理者が道路の不法

占有を放置していたら、財産上の損害を与えたということ、住民は監査請求や住民訴訟を起すことができるということね。でもちよつと待って。道路の不法占有を放置するのは道路行政上の問題であって、財産上の問題ではないんじゃないの？

タケ蔵 難しいところをついてくるね。確かに、道路の不法占有者を排除するかどうかは道路行政上の問題であって、財務会計上の問題ではない、したがって、住民監査請求、住民訴訟の対象にはならないと考えることもできる。だけど最近の判例によれば（東京高裁平成一五年四月二二日判決、判例時報一八二四号三頁）、「道路の不法占有により、道路敷地の財産的価値が毀損されている場合には、道路行政上の管理の必要の有無に関わりなく、道路を所有する地方公共団体の長は、その明け渡しを求めて財産的価値を回復する義務があり、明渡し請求の懈怠は、住民訴訟の対象となる。」としているんだ。

哲子 「道路の不法占有によって道路敷地の財産的価値が毀損されている」って、どういう状態を意味するの？ 道路は無料開放されているのだから、不法占有されずにきちんと供用されていたところで道路管理者の収入があるわけじゃ

ないでしょう。財産的価値が毀損したとは言えないんじゃない？

タケ蔵 その点について、判例は「土地所有権の完全な行使が妨げられているかどうかにより判断すべきもの」としている。道路管理者は道路を一般の利用に供しているから、不法占有を排除してみたところで地方自治体が財政的に潤うわけではない。だけど、この判決によれば、だからといって道路敷地の不法占有を放置しておいて良いことにはならず、土地所有権の完全な行使が妨げされている以上、財産的価値が毀損されていると見るべきだ、ということになる。

哲子 かなり厳しく見ているのね。その場合、損害額はいくらということになるの？ 道路の不法占有によって住民が通行できなくなるといふ不便が発生するとしても、失われた通行人の利益を算出するのは難しいんじゃないかしら。もし道路がちゃんと通れる状態になっていたら何人の人が通りました、という計算はほとんど不可能だし、その道路が塞がれていても別のルートがあるなら住民の不利益はそれほど大きくないかもしれないし。占用料相当額ということになるのかしら？

タケ蔵 判決では、「公有土地の不法占有による損害額は、適正な地代の額によって策定すべきもので、土地の占用料の額によって限定されな

い」としているよ。

哲子 ふ〜ん。道路をちゃんと供用していたら地代なんて取ることはできないのに、不法占有を放置しておいたら地代相当額を賠償しなければならぬなんて、なんかしつくりこないけどなあ。

タケ蔵 少なくとも高裁判決ではこういう解釈になつているということだ。あと、不法占有者に対する措置について道路管理者は裁量権を持っているから、不法占有者に対して措置をしないことについて裁量権の範囲を超えていない限りは、違法として住民訴訟で賠償を命じられることはないだろうね。ただ、少なくとも言えることは、不法占有を放置すると、道路管理者は住民監査請求や住民訴訟を起こされるリスクを負う、ということだな。現実にはいろいろ事情があつて難しいところもあるかもしれないけど、不法占有はなるべく早く解消するにこしたことはないよね。

【参照条文】

○道路法（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作

物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2／5 略

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基く命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
- 三 許傷その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者

2／7 略